

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年9月16日

奈良県監査委員 廣野隆信
同 岸秀隆
同 安井宏一
同 藤野良次

なお、監査執行者は次のとおりです。

監査委員	委員実地監査実施日
廣野隆信	平成26年1月28日～平成26年8月7日
岸秀隆	平成26年1月28日～平成26年8月7日
神田加津代	平成26年1月28日～平成26年6月12日
大国正博	平成26年1月28日～平成26年6月12日
安井宏一	平成26年7月15日～平成26年8月7日
藤野良次	平成26年7月15日～平成26年8月7日

監 査 結 果 報 告 書

平成 26 監査年度 第 1 回

(平成 26 年 1 月～ 8 月定期監査)

(平成 26 年 8 月工事監査)

(平成 26 年 8 月財政的援助団体等監査)

平成 2 6 年 9 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1	定期監査 -----	1
	1 監査の実施方針 -----	1
	2 監査における重点事項 -----	1
	3 委員実地監査実施日 -----	2
	4 監査対象機関 -----	2
	5 監査の結果 -----	3
	(1) 部局別指摘事項等件数一覧 -----	3
	(2) 指摘等の内容 -----	4
	(3) 所属別 -----	7
	ア 本庁	
	知事公室 -----	7
	総務部 -----	7
	地域振興部 -----	8
	観光局 -----	9
	健康福祉部 -----	10
	こども・女性局 -----	10
	医療政策部 -----	12
	くらし創造部 -----	14
	景観・環境局 -----	14
	産業・雇用振興部 -----	15
	農林部 -----	16
	県土マネジメント部 -----	17
	まちづくり推進局 -----	18
	会計局 -----	19
	水道局 -----	19
	議会事務局 -----	19
	教育委員会 -----	20
	行政委員会 -----	22
	警察本部 -----	22
	イ 出先機関	
	地域振興部 -----	23
	健康福祉部 -----	23
	こども・女性局 -----	23
	医療政策部 -----	23
	くらし創造部 -----	26
	産業・雇用振興部 -----	27
	農林部 -----	27
	県土マネジメント部 -----	28
	教育委員会 -----	28
	警察本部 -----	30
第2	工事監査 -----	31
第3	財政的援助団体等監査 -----	32
	1 監査の実施方針 -----	32
	2 監査実施団体の概要及び監査の結果 -----	32
	公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター -----	32
	公益財団法人奈良県林業基金 -----	34
	奈良県土地開発公社 -----	36
	奈良県道路公社 -----	38

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、平成26監査年度監査実施計画において監査重点項目を次のとおり設定した。

(1) 収入証紙制度について

地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、奈良県収入証紙条例が昭和39年4月1日から施行され、使用料又は手数料を徴収するために奈良県収入証紙が発行されている。

奈良県収入証紙条例施行後、約50年が経過しており、県への納付方法として定着している。

その一方、時代の変化とともに公金収納のあり方も多様化しており、収入証紙制度の廃止を行った地方公共団体も見受けられるなど、何らかの見直しを行っている地方公共団体も少なくない状況にある。

このことから、現行の収入証紙制度における課題、問題点、見直しに伴うコスト等について検証し、経済性、効率性及び有効性の観点で監査を行う。

(2) 現金管理に係る事務について

県税や使用料等に係る現金収納や支出事務における資金前渡など、多くの所属において、現金の収納や支払、保管等に係る事務処理がなされているところであるが、前年度の監査において、その事務処理において問題となる事例が散見された。

財務事務は、法令等に基づき適正に行われるのは言うまでもないが、特に現金の取扱いに際しては、より厳正で慎重な事務処理を行わなければならない。今後、現金管理が適正に行われるよう監査を行う。

(3) 会計事務の適正化の確認について

会計事務においては、依然として、不適正な事例が散見されることから、今般、会計事務処理の適正化に向けて、会計局を中心に庁内において総合的に検討を進めるための「会計事務適正化プロジェクトチーム」が設置され、適正化のための対策が検討

されている。

会計事務の適正化にあたっては、各所属及び各部局における内部統制が重要であり、その整備を進めるため、上記プロジェクトチームの検討結果に従い、会計事務の適正化について、どのような取組がなされ、チェック機能がどう働いているのか等、監査委員監査においてもフォローアップとして監査を行う。

3 委員実地監査実施日

平成26年1月28日～平成26年8月7日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の144所属（本庁109所属、出先機関35所属）について実地に監査を執行した。

所 管 部 局	実 地 監 査		所 管 部 局	実 地 監 査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	8		農 林 部	11	3
総 務 部	9		県土マネジメント部	13	1
地 域 振 興 部	9	3	まちづくり推進局	8	
観 光 局	3		会 計 局	1	
健 康 福 祉 部	7	2	水 道 局	1	
こども・女性局	3	1	議 会 事 務 局	1	
医 療 政 策 部	8	5	教 育 委 員 会	10	13
くらし創造部	6	2	行 政 委 員 会	1	
景 観 ・ 環 境 局	4		警 察 本 部	1	3
産 業 ・ 雇 用 振 興 部	5	2	合 計	109	35

※ 実地監査 監査委員が監査対象部局と対面することにより、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取し行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項								注意事項								意見				合計					
	収 入	支 出	契 約	委 託	補 助 金 等	財 産	物 品	公 用 車	そ の 他	収 入	支 出	契 約	委 託	工 事	補 助 金 等	財 産	物 品	そ の 他	収 入	支 出		契 約	委 託	補 助 金 等	公 用 車	そ の 他
知事公室			1							2					1	1										5
総務部												1							2							3
地域振興部				1						4	1															6
観光局												1		1												2
健康福祉部	1					1			1	1						1		1								6
こども・女性局		2			1				2	1									2						1	9
医療政策部	2	2		3		1			1	1	2	1				1	2	2	3	2	1	1				25
くらし創造部	1	2	1						2	2								1				1				10
景観・環境局								1		2						1						1				5
産業・雇用振興部										1									1		1			1		4
農林部		1	2		1		1	1	1			1	1	1					3					1	1	15
県土マネジメント部	1									2						1	2							1		7
まちづくり推進局	1		1						1														1			4
会計局																					1					1
議会事務局														1												1
教育委員会	1	1					2	1	2	7		1		3	2	2	1	1						1		25
警察本部																		1		1				1		3
小計	7	8	5	4	2	1	4	1	2	10	23	2	6	1	7	4	9	4	14	2	4	3	1	5	2	131
合計	34								66								31				131					

※ 定期監査の結果の取扱基準

1 指摘

監査委員が違法、不当な事項として認め、その改善を求めるもの

- ① 法令等に著しく違反している事項
- ② 故意又は重大な過失による事項
- ③ 著しく不経済な支出及び著しい損害が生じている事項
- ④ 既に、指摘・注意されているが改善の成果が認められない事項

2 注意

監査委員がその事項につき、指摘の内容までは至らないが、重要と認めその改善を求めるもの

3 意見

監査委員がその事項につき、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、有効性、経済性、効率性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、検討を指示するもの

(2) 指摘等の内容

(ア) 指摘事項

項 目	内 容	件数	対象所属
収入関係	未収金	医業収入にかかる個人未収金の回収について	1 病院マネジメント課(旧奈良病院分)
		未熟児養育医療費負担金にかかる債権管理及び未収金の回収について	1 保健予防課
		契約解除に伴う損害賠償金の債権管理について	1 道路建設課
		県営住宅使用料等にかかる未収金の回収について	1 住宅課
		生活保護費返還金にかかる未収金の回収について	1 中和福祉事務所
		高等学校授業料にかかる債権管理及び未収金の回収について	1 王寺工業高等学校
	収納管理 *	分任出納員による委任を受けていない現金の収納について	1 榎原公苑
支出関係	会計処理	特別児童扶養手当及び児童扶養手当の支払等について	1 子育て支援課
		原爆被爆者手当金の支給及び財産調書の報告について	1 保健予防課
		* 資金前渡にかかる現金出納簿の作成及び精算手続等について	1 薬務課
		* 委託契約に定めのない概算払について	1 マーケティング課
		* 立替払について	1 精華学院
		* 釣銭にかかる貸付金の執行方法について	1 榎原公苑
		* 資金前渡事務について	1 榎原公苑
		旅費の過年度支出について	1 高円高等学校
契約	契約事務	契約保証金の受入事務について	2 消防救急課、奈良公園室
		委託契約書の作成について	1 マーケティング課
		覚書による長期賃貸借契約について	1 榎原公苑
		長期継続契約の手続を欠く長期賃貸借契約等について	1 家畜保健衛生所
委託	委託事務	業務委託仕様書について	1 うだ・アニマルパーク振興室
		プロポーザルの実施にかかる公告について	1 地域医療連携課/医師・看護師確保対策室
		委託契約における変更契約について	1 病院マネジメント課(旧三室病院分)
		委託業務完了前の全額支払について	1 五條病院
補助金	補助金	補助金交付決定前の事業着手について	1 子育て支援課
		補助金の交付決定額について	1 地域農政課
財産	財産管理	「出資による権利」の報告について	1 地域医療連携課
物品	物品管理	備品の管理について	1 障害福祉課
		物品購入伺書の作成等について	1 家畜保健衛生所
		重要物品の報告等について	2 王寺工業高等学校、奈良東養護学校
公用車	公用車	公用車使用中における事故防止について	1 教育研究所
その他	その他	入札仕様書における個人情報の取扱いについて	1 景観・自然環境課(旧風致景観課分)
		* 内部統制の強化・充実について	1 家畜保健衛生所

*印は、平成26監査年度における重点項目

(イ) 注意事項

項 目	内 容	件数	対象所属
収入関係	未収金	心身障害者扶養共済制度掛金にかかる未収金の回収について	1 障害福祉課
		児童措置費負担金にかかる未収金の回収について	1 こども家庭課
		専修学校等修学資金貸付金の償還未済金の回収について	1 人権施策課
		医業収入にかかる個人未収金の回収について	1 病院マネジメント課(旧三室病院分)
		県営住宅の水道料金にかかる未収金の回収について	1 住宅課
		奨学資金貸付金等の償還未済金の回収について	1 学校支援課
	調定事務	使用料の徴収額について	1 榎原公苑

(イ) 注意事項(つづき)

項 目		内 容	件数	対象所属
収入関係	収納管理	不納欠損処分について	1	こども家庭課
		* 現金収納にかかる現金出納簿の作成について	1	家畜保健衛生所
		* 証紙収納簿の作成等収納手続について	1	郡山高等学校
支出関係	会計処理	* 資金前渡事務について	2	防災統括室、奈良東養護学校
		新聞購読料の支払について	2	国際課(旧東アジア連携課分)、教職員課
		ボランティア保険の加入手続について	1	学校教育課
		* 資金前渡の精算手続について	5	教育振興課、子育て支援課、学校教育課、視覚障害者福祉センター、食品衛生検査所
		* 立替払について	1	うだ・アニマルパーク振興室
		* 資金前渡にかかる現金出納簿の作成について	5	エネルギー政策課、環境政策課、廃棄物対策課、産業政策課、公共工事契約課
		公用車の自賠責保険料の支払について	3	南部東部振興課、道路管理課、五條病院
	予算の執行	支出科目について	1	橿原公苑
	給与・手当	講師報酬の支払について	1	郡山高等学校
		通勤手当の認定について	1	西和清陵高等学校
		扶養手当の認定について	1	吉野高等学校
契約	契約事務	随意契約理由の妥当性等について	1	病院マネジメント課(旧奈良病院分)
		随意契約理由の妥当性について	1	五條病院
委託	委託事務	委託業務の履行確認について	1	税務課
		業務委託にかかる仕様書等について	1	文化振興課
		業務委託契約書に定める提出書類について	1	観光プロモーション課(旧観光振興課分)
		業務委託の設計変更手続について	1	農業水産振興課
		委託契約に定めのない部分払について	1	病院マネジメント課(旧奈良病院分)
		委託業務の内容等について	1	学校教育課
工事	工事	工事の設計変更手続について	1	マーケティング課
補助金等	補助金	補助金交付決定前の事業着手について	2	防災統括室、議会事務局
		補助金の実績報告書について	1	地域農政課
		補助金の交付決定について	1	学校教育課
		補助金にかかる変更承認手続について	1	文化財保存課
	負担金	負担金にかかる変更承認手続について	2	観光プロモーション課(旧国際観光課分)、学校教育課
財産	財産管理	公有財産の台帳登載について	1	砂防課
		公有財産異動等報告書の提出について	1	文化財保存課
		寄附財産の受納手続について	1	五條病院
		自動販売機にかかる行政財産使用許可について	1	吉野高等学校
物品	物品管理	備品の管理について	1	消防救急課
		物品購入調書等の作成について	1	薬務課
		物品購入調書の作成について	3	景観・自然環境課(旧風致景観課分)、道路環境課、保健体育課
		物品購入調書の決裁について	2	病院マネジメント課(旧医療管理課分)、用地対策課
		重要物品の報告等について	1	中和福祉事務所
		寄附物品の受納手続について	1	高円高等学校
その他	その他	* 内部統制の強化・充実について	4	病院マネジメント課(旧奈良病院分)、学校教育課、五條病院、橿原公苑

*印は、平成26監査年度における重点項目

(ウ) 意見

項	目	内 容	件数	対象所属
収入関係	未収金	未収金対策の強化について	1	行政経営課
		県税にかかる未収金の回収について	1	税務課
		生活福祉資金貸付金の償還未済金の回収指導について	1	地域福祉課
		児童扶養手当過払金の返納未済金にかかる債権管理及び回収について	1	子育て支援課
		母子・寡婦福祉資金貸付金の償還未済金の回収について	1	子ども家庭課
		看護師等修学資金貸付金の償還未済金の回収について	1	医師・看護師確保対策室
		奈良県精神障害者社会復帰施設運営補助金及び障害者自立支援医療費の返還金にかかる未収金の回収について	1	保健予防課
		中小企業高度化資金貸付金等の償還未済金の回収について	1	地域産業課
		市場使用料等にかかる未収金の回収について	1	中央卸売市場
		農業改良資金貸付金の償還未済金の回収について	1	地域農政課
		林業改善資金貸付金の償還未済金の回収について	1	林業振興課
		高等学校授業料にかかる未収金の回収指導について	1	学校支援課
		放置違反金にかかる未収金の回収について	1	警察本部
		医業収入にかかる個人未収金の回収について	1	五條病院
支出	予算の執行	医療用器械備品の取得について	2	病院マネジメント課(旧奈良病院分)、 五條病院
契約	契約事務 *	契約事務の適正化について	1	会計局
		随意契約における見積書提出業者の選定等について	1	檀原公苑
		随意契約における見積書提出業者の選定について	2	警察本部、薬事研究センター
委託	委託事務	プロポーザルによる契約相手方の選定について	1	雇用労政課
		委託契約にかかる概算払について	1	環境政策課
		委託契約の業務内容について	1	病院マネジメント課(旧三室病院分)
補助金	補助金	補助金の実績報告書の確認について	1	地域デザイン推進課
公用車	公用車関係	公用車使用中における事故防止について	5	産業・雇用振興部企画管理室、農林部企画管理室、県土マネジメント部企画管理室、教育委員会企画管理室、警察本部
その他	その他 *	内部統制の強化・充実について	2	子育て支援課、マーケティング課

*印は、平成26監査年度における重点項目

(3)所属別

ア本 庁

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
知 事 公 室	秘書課	6月12日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	広報広聴課	6月12日	同 上
	政策推進課	6月12日	同 上
	統計課	6月12日	同 上
	国際課（旧東アジア連携課分）	6月12日	新聞購読料の支払について 平成23年4月から平成25年6月分の新聞購読料について、過払いがあったことが判明し、過年度収入及び現年度戻入を行った事例が認められた。これは、平成23年4月から夕刊の購読をやめたにもかかわらず、新聞販売店から引き続き請求がなされていたもので、その請求内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。（注意事項）
	防災統括室	6月11日	資金前渡事務について 公共料金にかかる資金前渡において、支出すべき日を誤ったことにより、振替不能が発生していた。また、資金前渡職員が備えるべき公共料金にかかる現金出納簿が作成されていなかった。さらに随時の費用にかかる現金出納簿については作成されていたが、所属長による月例検査が行われていなかった。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項） 補助金交付決定前の事業着手について 平成25年度の補助金において、補助対象事業の着手後に補助金交付申請書が提出され、交付決定が行われているものが認められた。 補助金の交付申請及び交付決定は、補助対象事業の着手前に行うことが必要であり、今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）
消 防 救 急 課	6月11日	契約保証金の受入事務について 救急医療管制システム(e-MATCH)運用業務委託について、契約保証金の受入事務の遅延が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項） 備品の管理について 平成24年度以降に購入した備品のうち、重要物品以外の備品について、物品管理サブシステムへの登録漏れが認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。（注意事項）	
	安全・安心まちづくり推進課	6月11日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	総 務 部	総務課	7月16日
	行政経営課 ファシリティマネジメント室	7月15日	未収金対策の強化について 未収金対策については、未収金対策推進連絡会議で全庁的な情報交換や有効な手法の検討が行われる

		<p>とともに、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」が定められ、それに従った取組が進められているが、未だ充分なものとは認められない。</p> <p>平成25年度末での未収金は、前年度に比べ大きく減少しているものの、その主な要因は債権放棄等によるものであり、回収努力や債権管理が不十分な事例が一部見受けられた。また、依然として多額の未収金が残っていると同時に、未収金が増加しているケースも見受けられた。未収金対策は、収入確保と負担の公平性の観点から重要な課題であり、全庁的に厳正かつ適切な債権管理が強く求められることから、行政監査の監査意見等も踏まえ、新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向け、より一層効果的かつきめ細かな収納対策の強化・推進を図るために、積極的かつ主体的に取り組まれない。</p> <p>(意見)</p>	
	人事課	7月15日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	総務厚生センター	7月15日	同上
	財政課	7月16日	同上
	税務課	7月16日	<p>委託業務の履行確認について</p> <p>税務システム改修委託業務において、履行確認が不十分であったため、そのシステムによる延滞金計算において誤りが発生し、納税者から過大徴収した事例が認められた。</p> <p>自ら誤りを発見し、その後速やかに対象者への謝罪と返納を行い、また報道発表を行うなど再発防止に取り組んだところであるが、今後、システム改修にあたっては業務委託先との連携を密にし、複数の担当者で改修内容のチェックを行うなど、チェック体制の再構築を図りたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>県税にかかる未収金の回収について</p> <p>県税収入については、クレジットカードによる収納など多様な手段による収入確保に取り組まれる一方、市町村との連携を図るための地方税滞納整理本部の設置など、滞納整理対策にも積極的に取り組まれている。</p> <p>これらの取組により県税収入未済額は昨年度に引き続き減少し、徴収率も改善されているが、依然として多額の未収金が認められる。今後も財政健全化に向けた財源確保と税負担の公平性の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。</p> <p>(意見)</p>
	管財課	7月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	情報システム課	7月16日	同上
地域振興部	企画管理室	5月29日	同上
	市町村振興課 (選挙管理委員会)	5月29日	同上
	南部東部振興課 復旧・復興推進室	5月29日	<p>公用車の自賠責保険料の支払について</p> <p>公用車の購入にかかる自賠責保険料において購入日後の支出が認められた。</p>

		<p>自賠償保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠償保険料の支出については適正に処理すべきである。 (注意事項)</p>	
うだ・アニマルパーク振興室	5月29日	<p>業務委託仕様書について プロポーザルを実施した教材開発業務委託において、平成25年度に予算措置されていない年度の事業を業務委託仕様書に記載し、提案を求めたものが認められた。また、契約書の「業務委託仕様書」に記載された委託業務内容が具体性に欠けたため、実施する業務が不明確であった。 契約書に添付する仕様書は業務等の指示書であり、履行確認の根拠となる重要な書類である。今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき適正な契約事務を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>立替払について 着払いの宅配料金の支出において、職員が立替払しているものが認められた。地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則では、立替払の規定がなく、法令及び規則に違反した支出である。今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な支出事務に努めるべきである。 (注意事項)</p>	
地域政策課	5月29日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>	
エネルギー政策課	5月29日	<p>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について 随時の経費にかかる資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。 今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。 (注意事項)</p>	
文化振興課	5月29日	<p>業務委託にかかる仕様書等について イベント委託業務において、仕様書に記載された委託業務内容が具体性に欠け、かつ、予定価格の算定方法の妥当性についてより慎重な検討が必要な事例が認められた。 契約書に添付する仕様書は業務等の指示書であり、履行確認の根拠となる重要な書類であることから、今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、より適正な契約事務を行うべきである。 また、特殊技術等により特命随意契約とせざるを得ない場合では、妥当な予定価格の算定が困難な面もあるが、同種、同等の事例を調査するなど、予定価格の算定方法の妥当性について検討されたい。 (注意事項)</p>	
教育振興課	5月29日	<p>資金前渡の精算手続について 使用料及び賃借料（研修会会場使用料）の資金前渡において、前渡資金の精算手続を行っていないものが認められた。また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金前渡を行っていた。 今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (注意事項)</p>	
観光局	観光プロモーション課（旧観光	4月24日	<p>業務委託契約書に定める提出書類について 業務委託において、業務実施計画書や着手届等を</p>

	振興課分)		業務着手前に提出することを契約書及び仕様書で定めているにもかかわらず、委託業者から提出させていないものが認められた。 今後は契約書及び仕様書に基づき必要な書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)
	観光プロモーション課 (旧国際観光課分)	4月24日	負担金にかかる変更承認手続について 負担金及び補助金において、要綱に規定しているにもかかわらず、必要な変更の承認申請がされていないものや、交付申請時の添付書類が不適正なものが認められた。 今後は、交付団体への指導に努めるとともに、要綱に従って交付 (変更) 申請、決定、交付手続の適正化を図られたい。 (注意事項)
	観光産業課 (旧観光振興課分)	4月24日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	ならの魅力創造課	4月24日	同 上
健康福祉部	企画管理室	5月19日	同 上
	地域福祉課 監査指導室	5月19日	生活福祉資金貸付金の償還未済金の回収指導について 前年度に引き続き、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金に多額な償還未済金が認められた。今年度においては、債権回収及び未収金の発生防止について協議を行うなど、当該協議会と福祉事務所、地域福祉課が一体となり取組を強化されているところであるが、今後も一層、債権管理体制の強化、債権保全及び回収の促進に努めるよう厳正な指導を徹底されたい。 (意見)
	障害福祉課	5月19日	備品の管理について リハビリテーションセンターで管理する備品について、前年度に引き続き、物品管理サブシステムへの登録漏れが認められた。 今後、備品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (指摘事項) 心身障害者扶養共済制度掛金にかかる未収金の回収について 心身障害者扶養共済制度の掛金において未収金の増加が認められた。 新たな未収金の発生防止に向けた取組や文書・電話による督促等による未収金の回収に努められているが、今後もさらに回収方法等を工夫し、一層収納の促進を図られたい。 (注意事項)
	長寿社会課	5月19日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	保険指導課	5月19日	同 上
	健康づくり推進課	5月19日	同 上
こども・女性局	子育て支援課	4月17日	補助金交付決定前の事業着手について 子育て支援等事業費補助金において、補助金交付要綱の定め反し、交付決定前に事業着手している事案が多数認められた。

今後は、補助金交付要綱に基づき、交付決定前着工承認届を提出させるなど、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)

特別児童扶養手当及び児童扶養手当の支払等について

特別児童扶養手当を支給するための支給認定及び支払手続について、適切な事務処理を行わなかったため一部受給者に支払の遅延、または過払いが発生していた。また、児童扶養手当を支給するための手続についても、必要な手続が漏れていたため一部受給者に支払の遅延があった。

事例発生の後は、対象者への謝罪や報道発表を行うとともに、複数者によるチェック体制を整備するなど、再発の防止に向け取り組まれているところではあるが、今後も、事務処理の進捗管理・支払手続の確認など、厳格なチェック体制を整備し、かかる事例の再発防止に努めるべきである。(指摘事項)

資金前渡の精算手続について

使用料及び賃借料(研修会会場使用料)の資金前渡において、前渡資金の精算手続を行っていないものが認められた。また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金前渡を行っていた。

今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)

児童扶養手当過払金の返納未済金にかかる債権管理及び回収について

児童扶養手当過払金において、多額の返納未済金が認められた。

新たな過払いの発生防止に向けた取組や文書による督促・催告、返納指導、外部委託等による未収金の回収に努められているが、適切な債権管理を行い、より一層の収納促進に努められたい。なお、消滅時効期間が経過した債権については、債権不納欠損処分基準及び関係通知に基づき、今後も適時適正な不納欠損処理に努められたい。(意見)

内部統制の強化・充実について

今回の監査において、資金前渡の精算事務、補助金の執行事務、特別児童扶養手当及び児童扶養手当の支払事務に一部適正とはいえない事務処理が認められた。

事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の強化・充実に努められたい。(意見)

こども家庭課

4月17日

児童措置費負担金にかかる未収金の回収について

児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。

新たな滞納の発生防止に向けた取組や文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による未収金の回収に努められているが、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、債権回収に向けてより一層の収納促進に努められたい。(注意事項)

不納欠損処分について

不納欠損処分予定であった債権について、財務会

			<p>計システムで不納欠損登録を行わなかったため欠損処分されず、翌年度に欠損処分されていた事例が認められた。</p> <p>今後、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金の償還未済金の回収について</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、多額な償還未済金が認められた。</p> <p>新たな償還未済金の発生防止に向けた取組や文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による償還未済金の積極的な回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。(意見)</p>
	女性支援課	4月17日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
医療政策部	企画管理室	7月23日	同上
	地域医療連携課 医師・看護師確保対策室	7月23日	<p>プロポーザルの実施にかかる公告について</p> <p>委託業者を決定するにあたり実施したプロポーザルについて、不適切な事例が認められた。</p> <p>具体的には、応募者がいない場合はそれまでの契約者を再度契約者とする旨や、公募の結果参加要件を満たすと認められる応募者が1者の場合は当該応募者を審査することなく契約者とする旨を公告文中に明記したものである。</p> <p>これらの取扱いは、「企画面での競い合いを経て、よりよい提案を事業化しようとする」プロポーザル制度の利点を大きく損ねるものである。</p> <p>今後は、複数者の応募を前提とした公告文とするとともに、実際に複数者の応募が得られるよう努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>「出資による権利」の報告について</p> <p>南和広域医療組合整備運営基金に対する出資について会計管理者へ報告されていなかった事例が認められた。</p> <p>財産管理及びその報告業務は、会計上、重要なものであり、今後は、奈良県会計規則に基づき適正に行うべきである。(指摘事項)</p> <p>看護師等修学資金貸付金の償還未済金の回収について</p> <p>看護師等修学資金貸付金について、引き続き多額の償還未済金が認められた。</p> <p>滞納整理に向けた努力はされており、未済額全体が対前年度比で減少していることは評価できるものの、いまだ多額であることから、今後も引き続き一層の収納促進に努められたい。(意見)</p>
	病院マネジメント課(旧医療管理課、県立病院法人化準備室分) 新奈良病院建設室	7月23日	<p>物品購入調書の決裁について</p> <p>備品を購入した際、支出手続に問題はなかったものの、物品購入調書を綴じていただけでその決裁を得ておらず、出納員にその調書を送付していない事例が認められた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべき</p>

保健予防課	7月23日	<p>である。(注意事項)</p> <p>未熟児養育医療費負担金にかかる債権管理及び未収金の回収について</p> <p>未熟児養育医療費負担金について、引き続き未収金の増加が認められた。また、滞納整理への対応にも積極性を欠いていると思われる。さらに、不納欠損処理も平成21年度が最後であり、適切な債権管理がなされているとは言えない。</p> <p>今後は、大幅な未収金縮減に向けて、具体的かつ効果的な対応策に積極的に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>原爆被爆者手当金の支給及び財産調書の報告について</p> <p>原爆被爆者手当金にかかる支給事務について、対象者が死亡しているにもかかわらず、その現況確認が不十分であったため、23ヶ月分にわたり支給を継続したため過払いとなってしまった事例が認められた。相続人からは分納誓約書が提出されたが、当初請求時における調定が正しく行われなかったこと、さらに分納となった場合の会計管理者への債権としての財産調書報告がなされなかったことなど、その後の取扱いも会計局が定めるところとなっていない。</p> <p>今後は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき、適切な現況確認、財産調書の報告及び過払金の早期回収を図られたい。(指摘事項)</p> <p>奈良県精神障害者社会復帰施設運営補助金及び障害者自立支援医療費の返還金にかかる未収金の回収について</p> <p>奈良県精神障害者社会復帰施設運営補助金及び障害者自立支援医療費の返還金について未収金が認められた。</p> <p>法に基づき、差押による強制徴収を試みるなど滞納整理に向けた努力はされているものの、いまだ未収額が多額であることや、当初未収額から大きな減少に至っていないことから、今後も、効果的な回収の方策を検討されたい。(意見)</p>
薬務課	7月23日	<p>資金前渡にかかる現金出納簿の作成及び精算手続等について</p> <p>資金前渡にかかる事務について、不適正な事務が認められた。</p> <p>公共料金を除く資金前渡において、現金出納簿の作成がされていなかった。次に精算されていなかった経費があったこと、さらに従来から発生していた資金前渡職員口座の利子について適切な処理をされていなかったことである。</p> <p>今後は奈良県会計規則及び関係通知等に基づき、適正な現金の管理をすべきである。(指摘事項)</p> <p>物品購入調書等の作成について</p> <p>備品を購入し、または廃棄した際、支出手続等に問題はなかったものの、物品購入調書または処分調書が未作成で、出納員へ送付していない事例が認められた。これらの調書は、所属長から出納員に送付</p>

			<p>しなければならないと会計規則に定められている。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則等に則り適正な事務処理に努めるべきである。</p> <p>(注意事項)</p>
くらし創造部	企画管理室	5月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	協働推進課	5月22日	同 上
	青少年・生涯学習課	5月22日	同 上
	スポーツ振興課	5月22日	同 上
	人権施策課	5月22日	<p>専修学校等修学資金貸付金の償還未済金の回収について</p> <p>平成24年度専修学校等貸付金にかかる未収金が、前年度より増加し、なお多額の未収金が認められた。</p> <p>高額滞納者に対する支払督促申立予告付催告、個別相談会の開催、土日の個別訪問の実施により未収金の回収に努められているが、適切な債権管理を行い、今後も一層収納の促進に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	消費・生活安全課	5月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
景観・環境局	環境政策課	5月9日	<p>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について</p> <p>資金前渡に関する支出事務において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。</p> <p>(注意事項)</p> <p>委託契約にかかる概算払について</p> <p>委託費の執行について、契約期間終了間際にその全額を概算払していた事例が認められた。</p> <p>概算払は会計例規上認められた支払方法ではあるが、その運用において、履行期限直前にその全額を支払うことはほとんど例がない。</p> <p>今後概算払を行おうとする場合は、その時期及び必要性を慎重に検討し、適正に取り扱うことが求められる。</p> <p>(意見)</p>
	廃棄物対策課	5月9日	<p>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について</p> <p>公共料金等の資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。</p> <p>(注意事項)</p>
	景観・自然環境課（旧風致景観課分）	5月9日	<p>入札仕様書における個人情報の取扱いについて</p> <p>歴史的風土保存買入事業にかかる不動産鑑定業者を決定するための一般競争入札仕様書の中で、鑑定対象地一覧に、所在、地積、地目のほか、所有者名及び地番までを掲載開示したものである。</p> <p>事例発生後は、対象者への謝罪や報道発表を行うとともに、複数者によるチェック体制を整備するなど、再発の防止に向け取り組まれているところではあるが、関係法令に基づき、さらに厳格な個人情報の取扱いを行うよう万全を期されたい。</p>

			(指摘事項) 物品購入調書の作成について 平成25年度に備品を購入した際、支出手続きに問題はなかったものの、物品購入調書が作成されていない事例が認められた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。 今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)
	景観・自然環境課(旧自然環境課分)	5月9日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
産業・雇用振興部	企画管理室	5月8日	公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故が認められた。 部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)
	地域産業課	5月8日	中小企業高度化資金貸付金等の償還未済金の回収について 中小企業高度化資金貸付金(繊維構造改善事業貸付金を含む)、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還未済金について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく債権放棄の手続による不納欠損処分を行った結果、対平成24年度末比で約21億円減少したものの、その残高が多額である状況は依然として変わりはない。 電話、訪問、文書による督促にも努められているが、今後とも、新たな償還未済金の発生を防止することはもとより、発生済みの債権の保全及び回収にさらに積極的に取り組むことにより、償還未済金の実質的な縮減を図るよう努められたい。(意見)
	産業政策課	5月8日	資金前渡にかかる現金出納簿の作成について 公共料金等の資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。 今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。 (注意事項)
	企業立地推進課	5月8日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	雇用労政課	5月8日	プロポーザルによる契約相手方の選定について 雇用促進にかかる委託契約先を決定するにあたり、プロポーザルを実施したものの1者しか参加しなかった事例が多数認められた。医療、介護、農業、美容等、参入できる業者の絶対数が少ない分野もあることを考慮するとしても、プロポーザルは、企画面での競い合いを前提とし、よりよい提案を事業化しようとする制度であるから、1者の参加のみではこの目的を達することは困難である。 今後さらに、業務仕様書の内容や周知広報の方策はもとより、受け皿となる事業者の開拓等にも一層工夫を凝らし、複数者の参加が得られるよう努めら

農 林 部	企画管理室	5月27日	<p>りたい。(意見)</p> <p>公用車使用中における事故防止について 農林部内において、公用車使用中の事故が数件認められた。部内各所属に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>
	マーケティング課	5月27日	<p>委託契約に定めのない概算払について 概算払の規定が無い委託契約において、変更契約手続をせずに概算払を行っていた事例が認められた。 今後は、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>委託契約書の作成について 業務委託において、契約書を締結することなく委託事業が開始されている案件が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき遅滞なく契約を締結し、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>工事の設計変更手続について 工事契約の設計変更において、軽微な設計変更の限度額の範囲(当初設計の2割未満)を超えて(21.3%)いるにもかかわらず、農林部長の決裁手続を経ず契約変更されている事例が認められた。 農林事業の設計変更においては、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて(改訂)」(平成23年4月1日付技第1号)を準用することとされている。 今後は、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」3(2)の規定に基づき、適正に契約変更が行われるべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出や契約事務等について不適正な事務処理が多数認められた。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。(意見)</p>
	農業水産振興課 全国豊かな海づくり大会推進室	5月26日	<p>業務委託の設計変更手続について 測量業務委託の設計変更において、軽微な設計変更の限度額の範囲(当初設計の2割未満)を超えて(20.5%)いるにもかかわらず、農林部長の決裁手続を経ず契約変更されている事例が認められた。 農林事業の設計変更においては、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて(改訂)」(平成23年4月1日付技第1号)を準用することとされている。 今後は、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」3(2)の規定に基づき、適正に契約変更が行われるべきである。(注意事項)</p>
	農業経済課	5月27日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	畜産課	5月26日	同 上
	地域農政課	5月27日	<p>補助金の交付決定額について 平成25年度の補助金において、要綱で定められている補助金額と異なる金額で交付決定されているものが認められた。また、交付決定が、交付申請書</p>

		<p>が提出され相当期間が経過しているにもかかわらず補助対象事業者には通知されていなかった。</p> <p>今後は、補助金交付要綱及び奈良県補助金等交付規則に基づき適正に処理すべきである。(指摘事項)</p> <p>補助金の実績報告書について</p> <p>平成24年度の補助金において、実績報告書の確認及び文書の保存・管理がされていなかった。補助金交付要綱に基づき提出された実績報告書については速やかに確認を実施するとともに、奈良県行政文書管理規則に基づき、適正な文書の保存・管理に努められたい。(注意事項)</p> <p>農業改良資金貸付金の償還未済金の回収について</p> <p>農業改良資金貸付金の償還未済金額は、前年度末と比較して大きく減少しているものの、なお多額の償還未済額が認められた。</p> <p>分割返済の実行や訴訟提起など未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後も一層、未収金の収納の促進に努められたい。(意見)</p>	
	農村振興課	5月27日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	林業振興課	5月26日	<p>林業改善資金貸付金の償還未済金の回収について</p> <p>林業改善資金貸付金の償還未済金額は前年度末と比較し減少しているものの、なお多額の償還未済額が認められた。</p> <p>支払督促や分割納付指導等、未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後も一層、未収金の収納の促進に努められたい。(意見)</p>
	奈良の木ブランド課	5月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	森林整備課	5月26日	同上
県土マネジメント部	企画管理室 (収用委員会事務局)	6月5日	<p>公用車使用中における事故防止について</p> <p>土木事務所において、公用車使用中の事故が認められた。</p> <p>部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>
	公共工事契約課	6月5日	<p>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について</p> <p>公共料金等の資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。(注意事項)</p>
	用地対策課	6月5日	<p>物品購入調書の決裁について</p> <p>平成25年度に備品を購入した際、支出手続に問題はなかったものの、物品購入調書の作成にあたり、決裁を得ず担当者が調書を作成するに留まっていた事例が認められた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべき</p>

		である。 (注意事項)	
	技術管理課 建設業指導室	6月5日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	道路建設課	6月3日	契約解除に伴う損害賠償金の債権管理について 未収金(債権)の管理について、不適正な取扱いが認められた。 工事請負契約解除に伴う損害賠償金2件であるが、未収金整理票を調査したところ1件は平成17年8月から、もう1件は平成20年1月から現在(平成26年1月)までの処理状況が記載されていない。いずれの未収金も回収は相当に困難であると察せられるが、「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に規定する「債権管理」を適正に行っているとはいえない。また、債務者の直近の状況を適切に把握していないため、不納欠損処分事由に該当するか否かの判断もできていない。 今後は、「取扱要綱」、関連通知及び「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等に基づき、適正な債権管理に努めるべきである。(指摘事項)
	道路環境課	6月3日	物品購入調書の作成について 平成24年度末に備品を購入した際、支出手続に問題はなかったものの、物品購入調書が作成されていない事例が認められた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。 今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。(注意事項)
	道路管理課	6月3日	公用車の自賠責保険料の支払について 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。(注意事項)
	地域交通課	6月3日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	河川課	6月5日	同上
	砂防課 深層崩壊対策室	6月5日	公有財産の台帳登載について 所管する出資による権利について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 これは、財産管理の新システムへ当該データを移行しなかったためである。今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)
	下水道課	6月3日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
まちづくり推進局	地域デザイン推進課 都市計画室	7月22日	補助金の実績報告書の確認について 補助事業について、実績報告書及び請求書、領収書等の証拠書類は提出されているものの、支出内容が記載されていないなど補助金の目的に適合するものであるかどうかの確認が十分できていないものが認められた。

			<p>今後は、事業者より実績報告とともに、補助対象経費が適正なものであることが判断できる証拠書類を徴し、必要に応じ現地調査等により十分な確認を行うよう努められたい。(意見)</p>
	公園緑地課	7月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	奈良公園室	7月22日	<p>契約保証金の受入事務について 奈良公園観光情報発信事業において、契約保証金の受入事務の遅延が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>
	平城宮跡事業推進室	7月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	住宅課	7月22日	<p>県営住宅使用料等にかかる未収金の回収について 県営住宅使用料、入居者負担修繕費、明渡請求後の住宅損害金において、未収金の増加が認められた。 滞納者に対する明渡訴訟や強制執行などの法的措置、債権回収の民間委託等、指定管理者等と連携し収納対策を講じられているが、今後も一層、新たな未収金の発生防止及び収納の促進に努められたい。(指摘事項)</p> <p>県営住宅の水道料金にかかる未収金の回収について 一部の県営住宅では、入居者が利用する水道料金を県側で各入居者から集金し、市水道局に支払っている。この水道料金に未収金が発生しており、平成25年度において未収金の増加が認められた。 今後一層、県営住宅管理事務所及び指定管理者と連携を図り、未収金の発生防止及び収納促進に努められたい。(注意事項)</p>
	建築課	7月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	営繕課	7月22日	同 上
会計局	会計局	8月1日	<p>契約事務の適正化について 会計局においては、契約の公平性、透明性及び競争性を確保するため、随意契約の締結にあたって厳正な取扱いを図るよう、指導されているところである。 しかし、各所属の定期監査において、プロポーザル方式による契約についての統一的な取扱いが定められていないことや、契約の軽微な変更の範囲などが明確にされていないことなどに起因すると思われる事例が散見された。 会計局においても、様々な取組がなされているところであるが、なお一層、契約事務の適正化に向け、関係例規や基準、考え方を具体的に示してその周知を図るなど、指導の徹底に努められたい。(意見)</p>
水道局	水道局	7月31日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
議会事務局	議会事務局	7月31日	<p>補助金交付決定前の事業着手について 平成25年度の補助金において、補助対象事業の着手後に補助金交付申請書が提出され、交付決定が行われているものが認められた。 補助金の交付申請及び交付決定は、補助対象事業の着手前に行うことが必要であり、今後は、奈良県</p>

			補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
教育委員会	企画管理室	8月4日	公用車使用中における事故防止について 教育研究所において、公用車使用中の事故が認められた。 事務局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)
	福利課	8月4日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	学校支援課	8月4日	奨学資金貸付金等の償還未済金の回収について 新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金について、償還未済額の増加が認められた。 三奨学資金等に代わり、創設された修学支援奨学金及び育成奨学金についても、償還未済額の増加が認められた。 文書や訪問による督促・催告、外部委託等により未収金の回収に努められているところであるが、今後も新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向け、収納方法の拡充や実効性のある徴収体制を整備するなど、より効果的な収納対策の強化に取り組み、収納の促進に努められたい。 (注意事項) 高等学校授業料にかかる未収金の回収指導について 高校授業料の未収金については、平成22年度からの授業料無償化や不納欠損等により前年度から減少しているが、依然として過年度分の未収金が残っている。授業料は公法上の債権であるため、5年間で消滅時効は完成するが、催告状の送付のみで、面談、訪問による催告を行っていないなど、徴収事務への取組が不十分な学校が見受けられた。 未納となっている授業料等の徴収事務は、校長が納入義務者及び保護者に対し、未納が解消されるまで継続して行うものとなっている。 県教育委員会は、該当校に対し、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づき、適正な徴収事務に積極的に取り組むよう、強く助言・指導を行うべきである。 (意見)
	教職員課	8月1日	新聞購読料の支払について 平成24年度に支出すべき新聞購読料を平成25年度予算で支出しているものが認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、会計年度独立の原則に基づき適正な予算執行に努めるべきである。 (注意事項)
学校教育課 生徒指導支援室	8月1日	ボランティア保険の加入手続について ボランティア活動保険について、保険料の払込がボランティア活動開始日より後に行われていた。補償期間は、加入手続完了日の翌日から年度末までであることから、今後は、適時に加入手続を行うべきである。 (注意事項) 負担金にかかる変更承認手続について 第57回奈良県へき地教育研究大会の負担金にお	

		<p>いて、事業に要する経費の配分を変更したにもかかわらず、変更内容の承認手続を行っていないものが認められた。</p> <p>今後は、負担金交付要綱に基づき、実施計画に変更が生じた場合は、変更の必要性を精査し、速やかに経費の配分変更の手続をとるよう指導するとともに、額の確定においては、事業報告書の審査を行い、使途を確認するなど、負担金の適正な履行確認に努められたい。(注意事項)</p> <p>補助金の交付決定について</p> <p>補助金の交付申請を受理しているにもかかわらず、交付決定がかなり遅延している事例が認められた。</p> <p>当該補助金交付事務の手順を再検討し、今後は補助金の交付目的と奈良県補助金等交付規則の主旨に則した執行に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>委託業務の内容等について</p> <p>県内高等学校が組織する各種連合会に対する委託業務において、委託業務の目的や内容が明確にされていないものが散見された。</p> <p>今後は、業務についての目的や内容を明確にし、適正な事務執行に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>資金前渡の精算手続について</p> <p>需用費その他(研修会資料代)の資金前渡において、精算が完了していない者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前年度に内部統制について意見を出したところであるが、今回の監査においても契約、支出事務等に不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処のうえ、万全を期されたい。(注意事項)</p>
人権・地域教育課	8月4日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
保健体育課	8月4日	<p>物品購入調書の作成について</p> <p>備品を購入した際、支出手続に問題はなかったものの、物品購入調書が作成されていない事例が認められた。この調書は所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。(注意事項)</p>
文化財保存課	8月1日	<p>補助金にかかる変更承認手続について</p> <p>補助金の交付事務において、必要な変更承認の申請手続が行われていないものが認められた。</p> <p>今後は、補助対象事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則に基づき補助金交付事務手続の適正化を図られたい。(注意事項)</p> <p>公有財産異動等報告書の提出について</p> <p>委託料で取得した工作物について、公有財産異動</p>

			<p>等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳への登録が漏れているものが認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
	文化財保存事務所	8月1日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
行政委員会	監査委員事務局	8月6日	同上
警察本部	警察本部	7月31日	<p>放置違反金にかかる未収金の回収について</p> <p>放置違反金において、前年度に比べ減少はしているものの、なお、多額の未収金が認められた。</p> <p>文書、電話等による督促、訪問または、滞納処分等による未収金の回収に努められているところであるが、今後も一層収納の促進に努められたい。(意見)</p> <p>随意契約における見積書提出業者の選定について</p> <p>感染性廃棄物処理業務委託において、2者の見積合わせにあたり、過去3年間、価格に乖離があるうえ、固定された特定業者から見積を徴し、同じ業者と契約している事例が認められた。これは、実質的な競争が働いておらず見積合わせが形骸化しているといえる。</p> <p>今後、見積徴取業者の選定にあたっては、実質的な競争の確保、充実を図るよう努められたい。(意見)</p> <p>公用車使用中における事故防止について</p> <p>警察本部及び警察署において、公用車使用中の事故が認められた。</p> <p>前年度に比較して事故件数が増加し、かつ、不注意による事故も多く見られる。</p> <p>警察本部各課及び各警察署に対し、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>

イ 出先機関

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
地 域 振 興 部	万葉文化館	4月18日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	民俗博物館	2月18日	同 上
	文化会館	3月20日	同 上
健 康 福 祉 部	中和福祉事務所	4月18日	<p>生活保護費返還金にかかる未収金の回収について</p> <p>生活保護費返還金において未収金の大幅な増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、適切な債権管理を行い、今後も一層、収納の促進に努められたい。</p> <p>また、平成22年度から不納欠損処理を行っていなかった。当該債権は公法上の債権であることから、消滅時効期間が経過したものにあっては、債権不納欠損処分基準及び関係通知に基づき、適時適正な不納欠損処理に努められたい。(指摘事項)</p> <p>重要物品の報告等について</p> <p>重要物品について、会計管理者への金額等の報告漏れ及び備品管理簿への記載漏れが認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。(注意事項)</p>
	視覚障害者福祉センター	3月24日	<p>資金前渡の精算手続について</p> <p>研修会にかかる資料代の資金前渡を受けた者が、支払に関して証拠となるべき書類を添えずに精算書を作成していた事例が認められた。また、当該経費の精算が完了していないにもかかわらず、重ねて資金の前渡を行っていた。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)</p>
こども・女性局	精華学院	4月15日	<p>立替払について</p> <p>重量税印紙及び賄材料費の支出において、職員が立替払しているものが認められた。地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則では、立替払の規定がなく、法令及び規則に違反した支出である。</p> <p>今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な支出事務に努めるべきである。(指摘事項)</p>
医 療 政 策 部	桜井保健所	4月15日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	薬事研究センター	4月18日	<p>随意契約における見積書提出業者の選定について</p> <p>除草、清掃及び消毒業務委託において、3者から見積書を徴しているが、価格に乖離があり実質的な競争が働いていないものが認められた。</p> <p>また、清掃業務委託、植木剪定等業務委託契約においても、常に見積を徴した業者が特定業者に固定され、契約相手も同じ業者となり、見積合わせが形骸化しているものが見受けられた。</p> <p>見積徴取業者の選定にあたっては、実質的な競争の確保、充実に努められたい。(意見)</p>
	病院マネジメント課(旧奈良病院分)	7月25日	<p>医業収入にかかる個人未収金の回収について</p> <p>医業収入において、多額の個人未収金が認められた。これで3年連続、対前年度比で大幅な増となっている。</p> <p>今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法</p>

		<p>による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生 の防止により一層努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>随意契約理由の妥当性等について DPCデータにかかる分析委託契約について、随 意契約理由や分割発注が妥当性を欠いている、また、 仕様書が添付されていないため各契約の業務内容が 明らかでない等の問題点が認められた。 今後は、地方自治法等の関係法令に基づき、適正 な事務手続となるよう努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>委託契約に定めのない部分払について 部分払の規定がない委託契約において、変更契約 手続をせずに部分払を行った事例が認められた。 また、部分払された額が出来高額ではなく契約額 の半額であった。 今後は、適正な契約事務の執行に努めるべきであ る。 (注意事項)</p> <p>医療用器械備品の取得について 医療用器械備品の取得時期が年度末に偏ってい た。最新の医療機器を導入して活用することは、疾 病的確な診断及び治療において重要なことであり、 患者サービスの向上にもつながることから、今後 は、計画的・効果的な予算執行に努め、適切な時 期に医療機器を取得するよう検討されたい。 (意見)</p> <p>内部統制の強化・充実について 前年度に内部統制について注意したところである が、今回の監査においても、業務委託契約事務等に 不適正な処理が複数認められた。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基 づいて適正に処理するとともに、決裁過程における チェック体制を強化するなど、実効性のある内部統 制を整備し、厳正に対処されたい。(注意事項)</p>
<p>病院マネジメン ト課 (旧三室病 院分)</p>	<p>7月25日</p>	<p>委託契約における変更契約について 平成25年度の委託契約について、26年3月3 1日までにすべての業務が完了すべきところ、変更 契約の手続をとることもなく、一部の業務が26年 7月になって完了している事例が認められた。さら に、この契約にかかる委託料の全額を26年4月に 支払っていた。 今後は、地方自治法等の関係法令に則り、適正な 事務執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>医業収入にかかる個人未収金の回収について 医業収入において、昨年度に引き続き、多額の個 人未収金が認められた。 回収に向けて努力はされているものの、対前年度 比で増加している。また、残額が多額であるので、 今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法に よる早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生 の防止に努められたい。 また、平成20年度に発覚した入院の診療報酬請 求漏れにかかる分についても、近年収納率が停滞し ているので、回収促進に向け、法的措置等を含む具</p>

		<p>体的な方策を検討されたい。(注意事項)</p> <p>委託契約の業務内容について 給食業務委託について、業務内容や業務量が明確に定められていない事例が認められた。また、業務の遂行に支障はなかったものの受託責任者の配置等について、契約書にそぐわない状況が認められた。 この契約の目的は、患者への食事の提供が適正に行われることにあることから、実態に即した契約内容の見直しを検討されたい。(意見)</p>
五條病院	7月25日	<p>委託業務完了前の全額支払について 委託業務が完了する前に、委託料の全額を支払っていた事例が認められた。 今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、委託業務の完了を確認のうえ支払を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>随意契約理由の妥当性について 医療用備品の賃貸借について、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠として随意契約を行っているが、当該事例に該当するものとは認めがたい。地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は極めて限定的に採用されるべきものである。 今後、このような案件については、競争性・透明性・公平性をより重視するという観点から、関係法令や規則等に基づいて適正に執行されたい。(注意事項)</p> <p>公用車の自賠責保険料の支払について 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支払が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。(注意事項)</p> <p>寄附財産の受納手続について 車両2台の寄附を受けるにあたり、必要な書類の調製及びその決裁を得ていない事例が認められた。 今後、財産の寄附を受ける場合においては、奈良県病院事業会計規則に従い、必要となる手続を適正に実施すべきである。(注意事項)</p> <p>医業収入にかかる個人未収金の回収について 医業収入において、多額の個人未収金が認められた。 回収に向けて、再来受診時の会計窓口での催告、電話・文書による督促、分割納付による収納相談を行うなど努力され、対前年度比では減少している。しかしながら、残額が多額であるので、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。(意見)</p> <p>医療用器械備品の取得について 医療用器械備品の取得時期が年度末に偏っていた。最新の医療機器を導入して活用することは、疾病の的確な診断及び治療において重要なことであり、患者サービスの向上にもつながることから、今</p>

			<p>後は、計画的・効果的な予算執行に努め、適切な時期に医療機器を取得されるよう検討されたい。 (意見)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査においても、昨年度に引き続き、委託事務、備品の取扱い事務等に不適正な処理が多数認められた。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。(注意事項)</p>
くらし創造部	檀原公苑	3月24日	<p>分任出納員による委任を受けていない現金の収納について 分任出納員が事務の委任を受けていない現金を収納していた。 今後は、現金収納について奈良県会計規則に基づき適正な会計処理の徹底に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>覚書による長期賃貸借契約について カラー複合機の賃貸借において、長期継続契約の手続を経ずに、覚書により長期にわたる賃貸借契約を締結し、しかも、中途解約の場合は残りの賃貸料を支払う旨規定しているものが認められた。 長期継続契約や債務負担行為などによるもののほかは、当該契約を締結することはできないものである。 今後は、会計年度独立の原則及び奈良県契約規則等に基づき適正な契約事務を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>釣銭にかかる貸付金の執行方法について 公苑本館の更衣室使用料を徴収する際の釣銭にかかる貸付金について、誤って資金前渡により支出処理し、精算処理を行っていなかった。貸付金は、奈良県会計規則第28条第2項に定める資金前渡可能な経費に含まれていない。 今後、貸付金の執行にあたっては、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>資金前渡事務について 公共料金にかかる資金前渡において、支出すべき日を誤ったことにより他の経費にかかる前渡資金で支払をしていた。 また、精算手続の遅延、精算書の資金前渡職員の押印もれ、現金出納簿への記載もれが複数件認められた。さらに公共料金用資金前渡口座と公共料金以外の資金前渡口座は別口座で管理すべきであるが同一口座で管理されていた。 これらのことは、支払時、精算時等におけるチェックが不十分であったことによるものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>使用料の徴収額について 奈良県立都市公園条例に基づき徴収する使用料に</p>

			<p>ついて、過徴収が認められた。</p> <p>同条例の一部改正により減額があったが、使用料の徴収額を改正前の旧額により調定していたものである。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。(注意事項)</p> <p>支出科目について</p> <p>清掃消毒業務及び事務用紙の支払において、誤った支出科目による支出が認められた。</p> <p>今後は、適正な科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p>随意契約における見積書提出業者の選定等について</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(少額随意契約)により締結した16件のうち11件の委託契約については、前年度と同じ業者から見積書を徴していた。さらに、その業者の見積額も前年度と同額であった。このことは、業者選定において、適正な見積競争を実施するうえで慎重さを欠いていたものと認められる。</p> <p>今後は、競争性、公平性、透明性の観点から、適正な業者選定に努められたい。(意見)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、使用料の調定事務、現金収納事務、契約事務、資金前渡事務等について不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。(注意事項)</p>
	食品衛生検査所	2月18日	<p>資金前渡の精算手続について</p> <p>需用費その他(研修会資料代)の資金前渡において、前渡資金の精算手続を行っていないものが認められた。また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)</p>
産業・雇用振興部	競輪場	3月20日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	産業振興総合センター	3月20日	同上
農 林 部	中央卸売市場	4月11日	<p>市場使用料等にかかる未収金の回収について</p> <p>市場使用料等にかかる未収金は前年度に比べ減少しているものの、なお多額の未収金が認められた。</p> <p>滞納等ルールを守らない事業者を撤退させる入退去基準を設ける等、悪質滞納者に対する納付指導強化に着手されているが、今後も新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。(意見)</p>
	畜産技術センター	4月15日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	家畜保健衛生所	4月11日	<p>長期継続契約の手続を欠く長期賃貸借契約等について</p> <p>リース期間終了後の継続使用契約(再リース)において、長期継続契約の手続を経ずに複数年の契約を締結し、しかも、使用料を翌年度分を含め一括前金</p>

			<p>払していた事例が認められた。</p> <p>今後、契約事務の執行にあたっては地方自治法及び奈良県会計規則に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>物品購入伺書の作成等について</p> <p>備品の購入において、支出負担行為の決裁を受ける前に請書を徴していた。また、物品調達システムによる物品購入伺書及び検査書が作成されていなかった。物品の購入にあたっては、奈良県会計規則及び関係通知等に基づくとともに、物品調達システムへの入力及び登録を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>現金収納にかかる現金出納簿の作成について</p> <p>家畜保健衛生所関係手数料において、分任出納員が現金を収納していたが、分任出納員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、分任出納員は現金出納簿に必要な事項を適正に記載すべきである。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前年度に内部統制について注意したところであるが、今回の監査においても契約・支出事務等に不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (指摘事項)</p>
県土マネジメント部	ヘリポート管理事務所	2月14日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
教育委員会	教育研究所	4月11日	同上
		8月4日	公用車使用中における事故防止について
	社会教育センター	4月11日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	橿原考古学研究所	3月24日	同上
	高円高等学校	1月28日	<p>旅費の過年度支出について</p> <p>平成24年度予算で支出すべき10月及び3月分の精算旅費を平成25年度予算で支出したものが認められた。さらに、過年度支出は支出負担行為の手続をとらなければならないが、支出負担行為決議兼支出命令書により処理を行っていた。</p> <p>過年度支出は、地方自治法第208条で規定されている会計年度独立の原則の例外であり、今後は、地方自治法、会計規則及び関係通知に基づき適正な事務処理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>寄附物品の受納手続について</p> <p>寄附された物品にかかる受納手続について、不適正な事例が認められた。</p> <p>物品受贈調書がかい長から出納員に送付されてお</p>

		<p>らず、また、当該物品が公有財産台帳に登載されていなかった。</p> <p>寄附の受納により物品を取得する場合は、会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>
郡山高等学校	1月30日	<p>証紙収納簿の作成等収納手続について</p> <p>証紙などの収納にかかる事務処理について、平成24年度の入学考査料にかかる証紙収納簿が作成されておらず、またコピー代收納にかかる納付書兼領収証書綴において領収原符を切り離して保管していたという事例が認められた。</p> <p>収納手続は誤謬や不正を防止するため厳格に行う必要があり、今後、会計規則及び各通知に基づき適切に処理すべきである。 (注意事項)</p> <p>講師報酬の支払について</p> <p>外国語指導助手(A L T)の報酬について、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)</p>
西和清陵高等学校	2月4日	<p>通勤手当の認定について</p> <p>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、2件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p>
二階堂高等学校	1月30日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
畝傍高等学校	2月6日	同 上
高取国際高等学校	2月6日	同 上
王寺工業高等学校	2月4日	<p>高等学校授業料にかかる債権管理及び未収金の回収について</p> <p>高等学校授業料の未納者に対し、郵送、面談、訪問による催告を3年以上行っておらず、また、未納者の状況把握や未納者記録簿への記録がなされていないなど、徴収事務への取組が不十分であった。</p> <p>授業料は公法上の債権であるため、5年間で消滅時効は完成することから、滞納者の状況把握や未納者記録簿への記録を確実に行うなど、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づき、適切な徴収事務に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>重要物品の報告等について</p> <p>重要物品について、会計管理者への金額等の報告誤り及び備品管理簿への記載誤りが再び認められた。</p> <p>今後、重要物品の報告及び備品管理簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
香芝高等学校	2月4日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
吉野高等学校	2月6日	<p>扶養手当の認定について</p> <p>扶養手当の支給において事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。</p>

			<p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p> <p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機に併設されているゴミ箱について、実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていなかった。実態に即して、許可手続を行わせた上で、使用料の徴収をすべきである。 (注意事項)</p>
	奈良東養護学校	1月30日	<p>重要物品の報告等について 重要物品について、会計管理者への報告漏れ、金額等の報告誤り及び備品管理簿への記載漏れが再び認められた。 今後、重要物品の報告及び備品管理簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>公共料金にかかる資金前渡事務について 公共料金自動口座振替払の資金前渡において、支出すべき日を誤ったことにより他の経費にかかる前渡資金で支払をしていた。 当該経費は、それぞれの経費ごとに残高不足による振替不能が起こらないよう資金管理を徹底することとされているところである。 今後、奈良県会計規則に基づき適正な支出事務処理を行うべきである。 (注意事項)</p>
警察本部	田原本警察署	2月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	高田警察署	2月21日	同上
	吉野警察署	2月21日	同上

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により技術面から、その施工が計画、設計どおり適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

(ア) 工事の内容が適切か。

(イ) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。

(ウ) 工事現場が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

平成26年8月7日

3 監査対象工事

まちづくり推進局営繕課

旧耳成高校改修工事（建築工事） 榎原市常盤町616番地

[工事概要]

厳しい財政状況の中、貴重な経営資源である県有資産の有効活用に取り組み、旧耳成高校の校舎を中部拠点施設となる総合庁舎とするため、大規模改修工事を実施。

工事内容：① 校舎棟を事務所に改修（E V棟増築含む）
② 屋上を庭園整備
③ エントランス・廊下等一部の内装を木質化 ほか

契約工期：平成25年10月7日～平成26年11月28日

設計金額：1,096,756,500円

請負金額：当初 987,080,850円 変更 995,449,770円

敷地面積：16,155.97 m²

建築面積：4,081.69 m²

延べ床面積：9,742.57 m²

建物規模：地上5階

構造：鉄筋コンクリート構造

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行については、おおむね適正に処理されていた。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（資本金等）の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県の補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどについて実施した。

2 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター (旧奈良県農業振興公社)	実施年月日	平成26年 8月 7日
-----	--	-------	-------------

(1) 団体の目的

奈良県における農業の振興を図るため、農地保有の合理化を促進するとともに、農業経営規模の拡大及び農業生産性の向上並びに青年等の就農促進に係る諸事業を実施し、もって農業の近代化を推進することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	110,959,515	流動負債	26,608,447
現金預金	22,311,560	未払金	24,682,605
未収金	3,678,377	1年以内返済予定長期借入金	1,594,080
事業用地	83,997,341	預り金	331,762
前払賃借料	694,320	固定負債	23,811,339
前払金	125,917	長期借入金	6,120,200
貸付金	152,000	退職給付引当金	17,377,846
固定資産	127,116,599	預り金	313,293
基本財産	20,000,000	負債合計	50,419,786
特定資産	97,681,293	指定正味財産	20,000,000
その他固定資産	9,435,306	一般正味財産	167,656,328
		正味財産合計	187,656,328
合 計	238,076,114	合 計	238,076,114

正味財産増減計算書

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	355,574,546	経常収益	328,257,954
事業費		基本財産運用益	40,600
農地保有合理化事業費	23,400,596	特定資産運用益	546,581
就農支援事業費	10,594,552	事業収益	
農業人材活用事業費	13,880,109	農地保有合理化事業収益	7,292,829
農業振興支援事業費	301,928,237	就農支援事業収益	5,868,983
管理費	5,771,052	農業人材活用収益	13,081,425
		農業振興支援事業収益	301,424,293
		雑収益	3,243
経常外費用	0	経常外収益	1,825,572
合 計	355,574,546	合 計	330,083,526
一般正味財産増減額	△ 25,491,020		

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産20,000,000円のうち9,000,000円(45.0%)を出捐

イ 平成25年度の補助金は、次のとおりである。

農地保有合理化促進事業費補助金	977,000円
就農支援資金貸付事業補助金	645円
高齢者人材活用事業補助金	8,892,425円
農業人材活用事業補助金	2,000,000円

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	公益財団法人奈良県林業基金	実施年月日	平成26年8月6日
-----	---------------	-------	-----------

(1) 団体の目的

水源地域において、水源林造成事業及び分収林契約促進事業を実施することにより、森林の水源かん養機能の高揚と林業労働者の就労機会の拡大を図るとともに、将来の地域林業を担う基幹的林業労働後継者の育成確保を図り、もって、林業及び山村の振興に資するほか、都市住民の理解と参加による森林整備と林業経営改善を促進することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	65,742,713	流動負債	102,349,240
現金預金	27,176,400	預り金	6,674,236
分収育林預り金積立資金からの未振替額	296,685	未払金	51,710,386
貯蔵品	13,530	未払費用	43,964,618
未収金	38,256,098	固定負債	10,320,070,326
固定資産	10,778,469,167	長期借入金	10,266,392,129
基本財産	307,400,000	分収育林預り金	51,660,606
特定資産	164,268,520	分収収益預り金	2,017,591
その他固定資産	10,306,800,647	負債合計	10,422,419,566
		指定正味財産	307,400,000
		一般正味財産	114,392,314
		正味財産合計	421,792,314
合 計	10,844,211,880	合 計	10,844,211,880

正味財産増減計算書

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	281,576,866	経常収益	80,560,829
公益目的事業会計		公益目的事業会計	
林業労働後継者育成事業費	11,438,862	林業労働後継者育成事業収益	11,415,678
森林整備事業費	243,789,027	森林整備事業取益	56,903,765
法人会計	26,348,977	法人会計	12,241,386
経常外費用	1	森林資産勘定振替額	189,439,809
固定資産除却損	1	特定資産評価損益	△ 367,000
		経常外収益	871,029
		基金造林損失補償収益	871,029
合 計	281,576,867	合 計	270,504,667
一般正味財産贈減額	△ 11,072,200		

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産307,400,000円のうち302,000,000円(98.2%)を出捐

イ 県からの貸付金は、4,104,107,957円

ウ 当該法人の債務について損失補償を行っており、平成25年度末における補償対象債務の残高は、6,162,284,172円

エ 平成25年度の補助金は、次のとおりである。

奈良県林業基金事業推進費補助金	8,788,446円
木材生産林育成整備事業補助金	27,200,660円
担い手育成強化対策補助金	516,000円

(4) 監査の結果

(公財) 奈良県林業基金の解散について (意見)

(公財) 奈良県林業基金は、土地所有者と分収造林契約を締結し、基金造林事業を実施しているが、現在の低迷する木材価格では将来の累積債務の償還が困難となる見込みであることから、解散を意思決定された。

解散にあたっては、土地所有者をはじめ関係者に対し、解散に至った経緯の説明をするとともに、県への事業の引継ぎや土地所有者への対応等の解散手続を円滑に進めることが望まれる。

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	平成26年8月7日
-----	-----------	-------	-----------

(1) 団体の目的

公共用地・公用地等の取得、管理処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,968,154,012	流動負債	3,837,670,207
現金及び預金	1,580,510,921	未払金	1,521,722,379
事業未収金	14,039,630	短期借入金	2,303,223,147
代行用地	3,834,608,869	未払費用	6,792,351
完成土地等	1,367,696,875	前受金	5,374,416
代替地	108,316,131	預り金	557,914
附帯等事業	62,671,296	前受収益	0
前払費用	310,290	固定負債	0
固定資産	1,154,208,019	長期借入金	0
有形固定資産	40,577,433	その他の固定負債	0
無形固定資産	0	負債合計	3,837,670,207
投資その他の資産	1,113,630,586	資本金	10,000,000
		基本財産	10,000,000
		準備金	4,274,691,824
		前期繰越準備金	3,893,077,687
		当期純損失	381,614,137
		資本合計	4,284,691,824
合 計	8,122,362,031	合 計	8,122,362,031

損益計算書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	2,183,816,136	事業収益	2,180,315,577
公有地取得事業原価	2,177,778,201	公有地取得事業収益	2,177,778,201
土地造成事業原価	0	土地造成事業収益	0
代替地事業原価	0	代替地事業収益	0
附帯等事業原価	6,037,935	附帯等事業収益	2,537,376
あっせん等事業原価	0	あっせん等事業収益	0
販売費及び一般管理費	107,282,864	事業外収益	14,604,740
事業外費用	74,300	受取利息	1,886,627
消費税	74,300	有価証券利息	12,669,828
雑損失	0	雑収益	48,285
特別損失	6,128,192	特別利益	483,995,312
その他の特別損失	6,128,192		
当期純利益	381,614,137		
合 計	2,678,915,629	合 計	2,678,915,629

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産10,000,000円で、全額県の出資

イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成25年度末における債務保証の残高は、2,303,223,147円

(4) 監査の結果

変更契約の締結について（注意）

委託契約において、契約を取り交わした後、契約額の減額及び契約期間の短縮の必要が生じたが変更契約を締結しないまま、契約の履行や支出がなされた事例が認められた。

今後は、奈良県土地開発公社契約事務要領等に基づき、適正に行うべきである。

団体名	奈良県道路公社	実施年月日	平成26年 8月 7日
-----	---------	-------	-------------

(1) 団体の目的

有料道路の新設、維持管理等を行うことにより地域の幹線道路の整備促進と県民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,659,371,757	流動負債	22,046,444,927
預金	479,080,918	未払金	943,287,783
未収金	1,180,290,839	短期借入金	21,100,000,000
前払費用	0	未払費用	2,818,807
固定資産	110,435,651,763	預り金	338,337
事業資産	110,404,463,174	固定負債	3,658,527,958
道路	110,404,463,174	長期借入金	3,658,527,958
事業資産建設仮勘定	0	特別法上の引当金等	49,630,050,635
有形固定資産	31,188,589	道路事業損失補てん引当金	6,786,562,216
建物	44,851,235	償還準備金	42,843,488,419
機械及び装置	4,597,476	償還準備積立金	0
車両及び運搬具	4,130,907	(負債合計)	75,335,023,520
工具・器具及び備品	1,092,464	基本金	36,760,000,000
土地	0	奈良県出資金	36,760,000,000
有形固定資産減価償却累計額	△ 23,483,493	(資本合計)	36,760,000,000
無形固定資産	0		
合 計	112,095,023,520	合 計	112,095,023,520

損益計算書

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
業務管理費	3,042,949,689	業務収入	6,221,036,226
道路管理費	874,651,936	道路料金収入	6,219,235,334
道路料金収入配分費	2,168,297,753	業務雑収入	1,800,892
一般管理費	74,579,741	受託業務収入	204,378,168
受託業務損	204,378,168	業務外収入	4,289,125
諸減価償却費	1,150,607	利息収入	0
有形固定資産減価償却費	1,150,607	業務補助金収入	0
無形固定資産減価償却費	0	雑益	4,289,125
諸引当損	2,970,776,116		
道路事業損失補てん引当損	385,803,643		
償還準備金繰入損	2,584,972,473		
業務外費用	135,869,198		
支払利息	135,732,260		
雑損	136,938		
合 計	6,429,703,519	合 計	6,429,703,519

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産36,760,000,000円で、全額県の出資
- イ 県からの貸付金は、200,000,000円
- ウ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成25年度末における債務保証の残高は、24,558,527,958円

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。